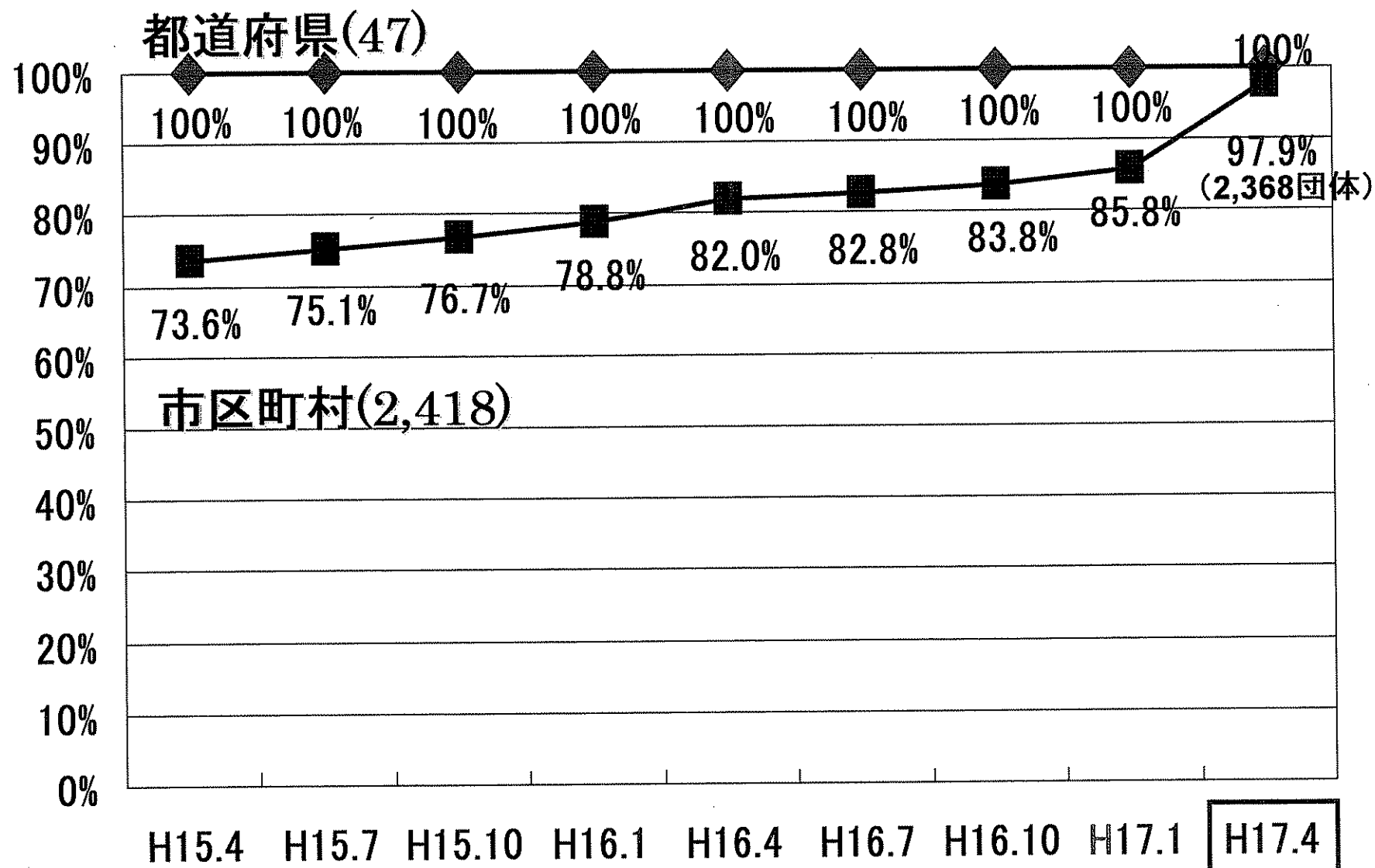


個人情報保護条例の制定状況

(H17.4.1時点調査)



個人情報保護条例の制定・見直しに関する通知(H15.6.16)

1 通知の趣旨

- 個人情報保護関連5法の成立を踏まえ、地方公共団体における個人情報保護条例の制定等の対策を要請。
- 条例の制定・見直しを行う際に留意すべき事項を提示。

2 通知の内容

☆ 個人情報保護条例の制定又は見直しに当たっての留意事項

- ①保護の対象とすべき個人情報の処理形態 → マニュアル処理に係る個人情報も対象とすることが必要。
- ②対象機関の範囲 → 都道府県においてすべての執行機関を実施機関とすることが必要。
- ③自己を本人とする個人情報の開示等 → 開示・訂正・利用停止請求に関する規定を設けることが必要。
- ④外部委託に関する規制 → 委託先においても適切な個人情報保護が講じられるようにすることが必要。
- ⑤救済措置 → 不服申立て及び苦情処理に関する規定を設けることが必要。
- ⑥罰則 → 行政機関個人情報保護法の罰則の内容を踏まえ、罰則を設けることを検討することが必要。
- ⑦オンライン化禁止規定 → オンライン結合を一律に禁止している場合は規定の見直しが必要。